八　在宅就業障害者（申請法人が行う実施業務の継続的な実施の対象となる者に限る。ニ及びホにおいて同じ。）の氏名

ニ・ホ　（略）

ヘ　実施業務を実施する法第七十四条の三第四項第二号に規定する従事経験者であつて、管理者（同項第三号の管理者をいう。以下同じ。）でないもの（以下「管理者以外の従事経験者」という。）の氏名及び経歴

ト　管理者の経歴

チ　（略）

（削る）

2　（略）

（業務運営基準）

第三十六条の六　在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。

一～七　（略）

八　在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価の支払に関して、当該支払の金額及び年月日を記載した領収書、金融機関が作成した振込みの明細書その他これに類する書面を三年間保存すること。

九～十四　（略）

（業務規程）

第三十六条の八　（略）

2　在宅就業支援団体の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　管理者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五～十　（略）

3　（略）

（帳簿）

第三十六条の十二　在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一～三　（略）

四　管理者以外の従事経験者及び管理者の氏名

五　（略）

（在宅就業障害者に係る業務に関する報告）

第三十六条の十三　（略）

2　法第七十四条の三第二十一項の規定により、在宅就業支援団体が報告すべき事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　管理者以外の従事経験者及び管理者の氏名

七～十　（略）

ニ　在宅就業障害者（申請法人が行う実施業務の継続的な実施の対象となる者に限る。ホ及びヘにおいて同じ。）の氏名及び当該在宅就業障害者が在宅就業を行う場所

ホ・ヘ　（略）

ト　実施業務を実施する法第七十四条の三第四項第二号に規定する従事経験者であつて、専任の管理者（同項第三号の専任の管理者をいう。以下同じ。）でないもの（以下「管理者以外の従事経験者」という。）の氏名及び経歴

チ　専任の管理者の経歴

リ　（略）

ヌ　在宅就業障害者に係る業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

2　（略）

（業務運営基準）

第三十六条の六　在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。

一～七　（略）

八　在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価の支払いに関して、在宅就業障害者から、金額及び年月日を記載した領収書その他これに類する書面を受け取り、当該書面を三年間保存すること。

九～十四　（略）

（業務規程）

第三十六条の八　（略）

2　在宅就業支援団体の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　専任の管理者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五～十　（略）

3　（略）

（帳簿）

第三十六条の十二　在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一～三　（略）

四　管理者以外の従事経験者及び専任の管理者の氏名

五　（略）

（在宅就業障害者に係る業務に関する報告）

第三十六条の十三　（略）

2　法第七十四条の三第二十一項の規定により、在宅就業支援団体が報告すべき事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　管理者以外の従事経験者及び専任の管理者の氏名

七～十　（略）